

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」(案)の概要

1 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

県では、少子化を改善するため、結婚や子育てに関する希望を阻んでいる要因を取り除くための対策を講じていくとともに、子どもの幸せを第一に考え、保護者が安心して子育てができる環境を整えることを県の最重要課題の一つと位置づけています。このため、本県の子ども・子育ての現状等を踏まえ、子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県づくりを推進する計画として、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次の2つの計画を一体的に策定します。

- (1) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」
- (2) 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

2 基本理念・基本的な考え方

基本理念

「子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」を目指します。

「子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」の実現に向けて、結婚し子育てしたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚と子育てを支援します。

基本的な考え方

(1) 奈良県の次代を担う全ての子どもたちの健やかな育ちを守り、結婚及び子育ての希望の実現を阻害している要因を取り除き、安心して子育てできるよう、次の4つの視点に立ち、施策を推進します。

① 子どもの最善の利益の尊重

子育て支援の推進にあたっては、児童の権利に関する条約(通称「子どもの権利条約」)に定められている「子どもの最善の利益」を考慮し、保護者を含む大人の利益を優先するのではなく、子どもの人権を尊重する視点に立ち、施策を推進します。

② 全ての子育て家庭への支援

奈良県の子どもたちが、家庭環境や親の就労状況の違い、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりの幸せが大切にされ育つことができるよう、全ての子育て家庭に必要な支援を行います。

③ 結婚・子育てのための経済的生活基盤の安定

結婚や子育てを希望しながら、経済的事情により希望を実現できないということのないよう、経済的生活基盤の安定に向けた対策を推進します。

④ 地域の実情に応じた取り組みの推進

都市部と過疎地域では、待機児童の有無など、子育て支援のニーズに違いが生じていますが、いかなる地域においても、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子育てができる環境を整えることができるよう、市町村を支援します。

(2) 結婚期以前から、結婚期、妊娠・出産期、子育て期にわたるライフステージを通じ、切れ目なく施策を推進します。また、子どもたちが心豊かに健やかに育つように、家庭や地域での子育てを支援する施策、及び保健・医療・福祉・教育に関する施策を推進します。

3 基本目標

本プランにおいては、基本目標の達成状況を見る「基本目標指標」を下記のとおり設定します。また、推進施策の成果(アウトカム)を表す「成果指標」及び個別事業の進捗状況(アウトプット)を表す「行動指標」をできる限り具体的な数値で設定します(4~5頁)。なお、結婚や子どもを生み育てることは、個人の自由な決定に基づくものであるため、婚姻率や出生率等についての直接的な目標指標は設定しないこととします。

目指す姿

◆しごとの場の確保や就労支援により、**若者の雇用が安定する**

◆男女ともに**ワーク・ライフ・バランスの実現により、女性が働き続けられる**

経済的に安定することにより、結婚し、希望する子ども数を持つことができる

- ① 結婚の希望がかなう = **有配偶率の上昇**
- ② 希望する子ども数を持つことができる = **有配偶出生率の上昇**

子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県へ

基本目標Ⅰ 結婚・子育てをみんなで支える社会づくり

- ◆ 女性が働き続けられる
→ 基本目標指標① **第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高めます(平成25年 39.6%)**
- ◆ 子育て女性が再就職しやすい
→ 基本目標指標② **女性(35~49歳)の就業率を65%に高めます(平成22年 60.9%)**

基本目標Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成

- ◆ 若者が経済的に安定できる
→ 基本目標指標③ **若者(15~34歳)の年間所得200万円以上の人数割合を全国平均まで高めます(平成24年 県58.4% 全国64.0%)**
- ◆ 結婚の希望がかなう
→ 基本目標指標④ **結婚を希望する若者を増やすとともに、結婚の希望実現率を80%に高めます(平成25年 76.8%)**

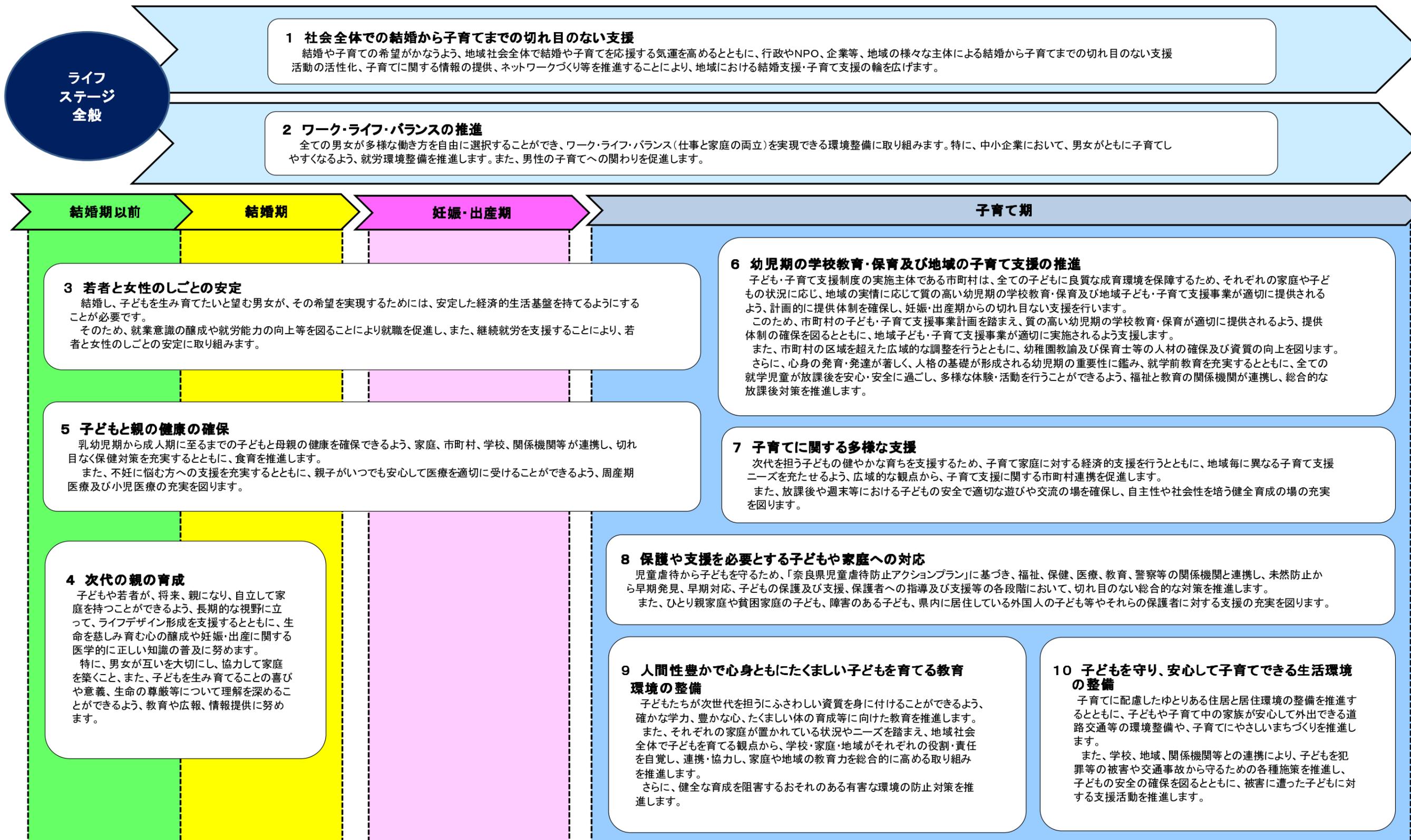
基本目標Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現

- ◆ 希望する子ども数を持つことができる
→ 基本目標指標⑤ **夫婦の「理想の子ども数」に対する「実際の子ども数」の割合を95%に高めます(平成25年 89.7%)**

4 奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの施策体系

基本目標	ライフステージ				推進施策	施策方向
I 結婚・子育てをみんなで支える社会づくり 行政をはじめ、地域、NPO、企業、家庭など、地域の様々な担い手が参画し、結婚や子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します。 また、男女が子育ての状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択でき、協働して子育てすることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	全般				1	社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援 (1)結婚・子育て応援の気運醸成 (2)地域における結婚支援活動の推進 (3)地域における子育て支援活動の推進
	全般				2	ワーク・ライフ・バランスの推進 (1)働き方の見直し及び多様な働き方の実現 (2)男性の子育てへの支援 (3)仕事と子育ての両立のための基盤整備
II 結婚の希望の実現と次代の親の育成 結婚や子育ての希望をかなえるため、経済的生活基盤が安定するよう支援します。 また、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てる喜びや意義について、若者が理解を深めることができるような取組を推進します。	結婚期以前	結婚期	妊娠・出産期	子育て期	3	若者と女性のしごとの安定 (1)就業意識の醸成及びキャリア教育 (2)就業能力向上のための実学教育 (3)しごとの場の創出及び県内就労の促進 (4)就労継続への支援及び早期離職者の再就職支援 (5)子育て女性の就労継続及び再就労支援
	結婚期以前	結婚期			4	次代の親の育成 (1)思春期からのライフデザイン形成への支援 (2)生命を慈しみ育む心の醸成 (3)妊娠・出産に関する正確な知識の普及
III 子どもの健やかな育ちの実現 子どもたちが心豊かに健やかに育つように、妊娠から出産、子育て期にわたり、家庭や地域での子育てを支援する施策、及び保健・医療・福祉・教育に関する施策を推進します。	結婚期以前	結婚期	妊娠・出産期	子育て期	5	子どもと親の健康の確保 (1)周産期医療の充実 (2)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 (3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (4)「食育」の推進 (5)不妊に悩む方に対する支援 (6)小児医療の充実
				子育て期	6	幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進 (1)幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における量的拡充と質の向上 (2)幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における人材確保と資質の向上 (3)認定こども園の普及 (4)就学前教育の充実 (5)「放課後子ども総合プラン」の推進
				子育て期	7	子育てに関する多様な支援 (1)子育てに対する経済的支援 (2)子育て支援に関する広域的な観点からの市町村支援 (3)地域における子どもの健全育成
				子育て期	8	保護や支援を必要とする子どもや家庭への対応 (1)児童虐待防止対策の充実 (2)社会的養護体制の充実 (3)ひとり親家庭への支援 (4)貧困家庭の子どもへの支援 (5)障害児施策の充実 (6)外国人の子育て家庭への支援
				子育て期	9	人間性豊かで心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境の整備 (1)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (2)家庭や地域の教育力の向上 (3)子どもを取り巻く有害環境対策の推進
				子育て期	10	子どもを守り、安心して子育てできる生活環境の整備 (1)良質な住宅及び良好な居住環境の確保 (2)安全な道路交通環境及び安心して外出できる環境の整備 (3)安全・安心まちづくりの推進 (4)子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (5)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (6)被害に遭った子どもの保護の推進

5 ライフステージ毎の推進施策



6 推進体制等

- 1 行政はもとより、家庭、地域、企業、NPO、関係団体等がそれぞれの役割を果たし、協働しながら、一体となって、各種施策に取り組んでいきます。
- 2 計画の実効性を確保するため、PDCAサイクル(計画、実施、評価、改善の循環を繰り返す)の仕組みにより、毎年度、目標指標の進捗状況を把握し、利用者側の視点に立った点検・評価を実施します。
- 3 点検・評価の結果を以後の施策に反映させ、必要に応じ計画を変更します。また、これらの結果を公表します。